

高槻市告示第 617 号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の一部指定解除について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定により、平成 24 年高槻市告示第 48 号により指定した要措置区域の一部について、指定を解除する。

平成 25 年 11 月 14 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 指定を解除する区域  
南庄所町 123 番 1 の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
詳細調査（土壤汚染状況調査の追完）

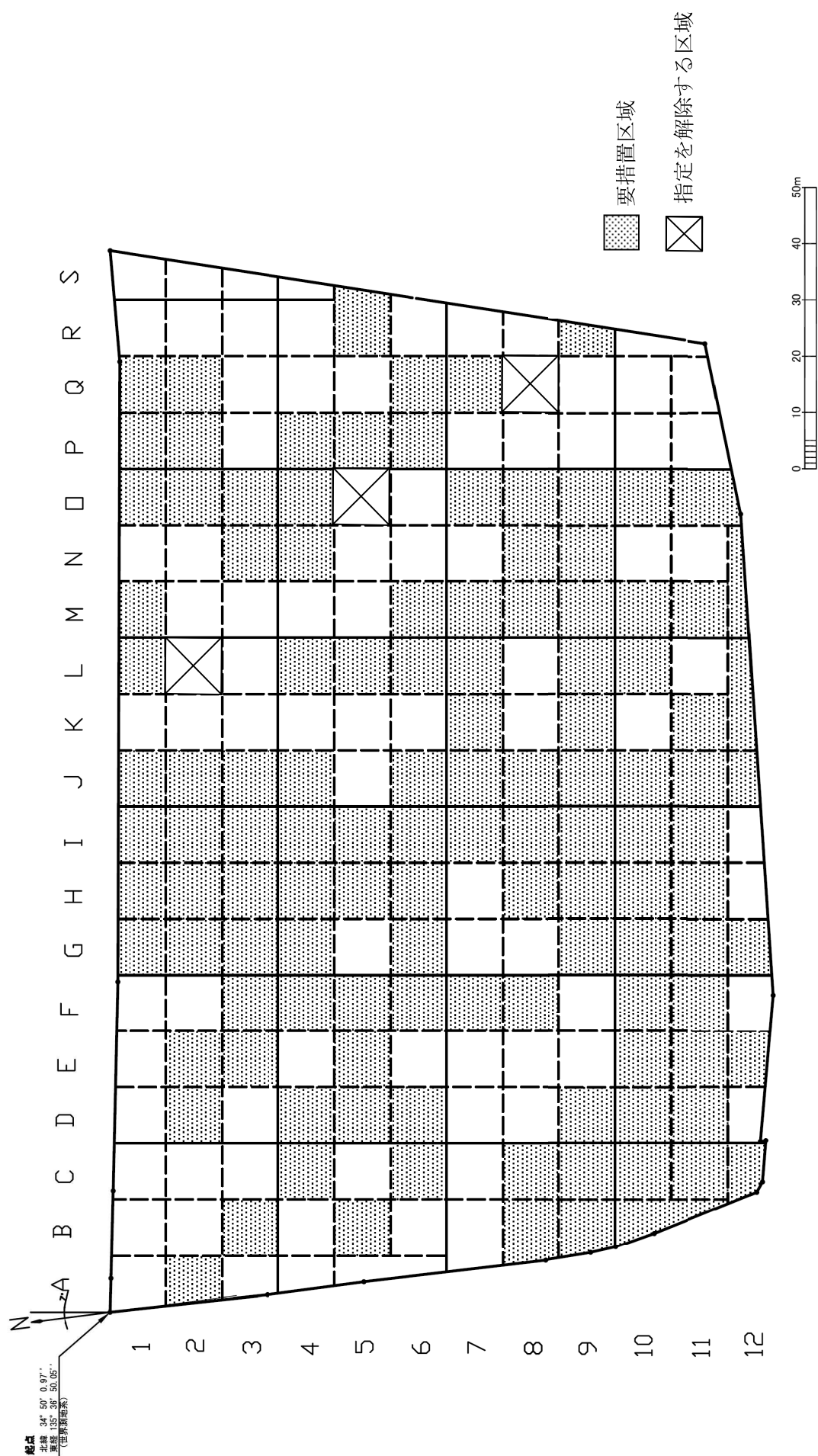


図. 要措置区域